



じっきょう

商業教育資料 No. 81 通巻369号

国際財務報告基準の受け入れと課題

一橋大学商学研究科教授

佐々木 隆志

1. はじめに

2007年8月、日本の会計基準を策定している企業会計基準委員会（ASBJ）と、国際的な会計基準を制定している国際会計基準審議会（IASB）とは、2011年6月末までに日本の会計基準の内容を、国際的な基準と同様のものにしていくという「東京合意」に至った。これは、日本国内の会計基準は日本独自の文化や商慣習を反映させたものであるべきで、欧米の会計ルールをそのまま受け入れることには反対であるとの立場を採ってきたわが国にとっては画期的な出来事であった。

なお、20世紀中「国際会計基準」（IAS）と呼ばれてきた国際的な会計基準は、2001年からは「国際財務報告基準」（IFRS）に衣替えて今日に至っている。したがって、本稿ではこれ以降、国際的な会計基準をIFRSと呼ぶことにする。実は、この名称変更の背後には大きな考え方の変化がある。すなわち、国際的な基準の求めるものは、「会計」についての開示ばかりではなく、もっと広い「財務報告」全般に関しての開示だということなのである。

	会計基準	基準設置母体
国際基準	国際財務報告基準 (IFRS) 旧：国際会計基準 (IAS)	国際会計基準審議会 (IASB)
米国	財務会計基準書 (SFAS)	財務会計基準審議会 (FASB)
日本	企業会計基準 企業会計原則等	企業会計基準委員会 (ASBJ) 企業会計審議会

また補足になるが、日本がIFRSを受け入れるということには、今現在のIFRSに合わせて日本の会計基準を修正するというだけでなく、新しい内容をIFRSに加えたり改訂したり、という作業に、日本もIASBと協力して関わっていく、ということが含まれている。なお、現在でもすでに日本の会計基準はIFRSと遜色ない内容を有しているということは、域内上場企業にIFRSの採用を義務づけているEUの欧州委員会も認めている。

日本では、IFRSについてコンバージェンス（共通化、収斂 convergence）、つまり、日本国内の基準の内容

目次

国際財務報告基準の受け入れと課題	1	望ましい勤労観、職業観の育成を目指した	
簿記教育上の「袖のボタン」	5	本校の取組み	18
旧商法と会社法における資本に対する		専攻科を活用した商業高校5年制としての	
考え方の違い	9	情報処理教育の可能性	21
Java活用による効果的指導法	11	日本簿記学会関東部会開催のお知らせ	24
地域に根ざした起業家教育の推進	15		

をIFRSと同等のものに変えていく、というやり方を前提としているが、EU加盟諸国をはじめとして、世界中の100を超える国々では、アドプション（採用 adoption）、つまり、IFRSをそのまま自国内で採用するという手法を採っている。日本においても、IFRSを日本語に翻訳してそれをそのまま上場企業向けの会計基準として用いるという形が良いのでは、という意見が急速に勢力を強めているようである。

20世紀後半を通じて、日本的経営を支えてきた国内の会計基準は、その限りでは日本企業にとって都合の良いものであったといえる。これに対して、1990年代から生じてきた米国会計基準や国際会計基準等の内容を国内でも取り入れようとの動き、これは、株式や債券の市場が国際化している状況では当然のものであったわけであるが、そうした動きに対して、わが国の経済界は、積極的にそれを推進したとはいえなかった。

しかし、会計基準の国際化の波は、とうてい逆らうことなどできないほどの勢いで押し寄せ続けており、自国基準を存続させ続けることは、日本はもちろんのこと、世界最大の市場を有し、もっとも整備された自国会計基準を持つ米国にとってすら難しいことになりつつある。

2. コンバージェンスとアドプション

東京合意は、日本がコンバージェンス（国内会計基準をIFRSと同等のものにすること）を完全に実行するという意思表示でもあったが、コンバージェンスでは不十分であり、アドプション（IFRSをそのまま採用すること）を考えなくてはならない局面が、近い将来やってきそうである。ただ、日本企業からは、IFRSをそのまま入れることについて否定的な反応が多くある。それでは、世界最高水準の会計基準を持っていると自他共に認めてきた米国が、IFRSに対してどのようなスタンスを採っているかを見てみよう。

2001年末から2002年前半にかけ、米国においてエンロンおよびワールドコムという巨大企業の破綻とそれに伴う会計不信が巻き起こった。これらの事件は、SOX法（サーベインス・オクスリー法：企業改革法）による内部統制報告・監査制度につながっただけでなく、世界最先端の水準にあると思われてきた米国の国内会計基準に不備があったということが認識される、ということにもつながったので

あった。その結果、米国財務会計基準審議会（FASB）とIASBは2002年9月ノーフォーク合意を結び、米国においてIFRSとのコンバージェンスが推進され始めたのである。

日本はこれに5年ほど遅れたが、2007年、米国と同様の方向性を採用した。ところが、その東京合意の3ヶ月後、米国の証券取引委員会（SEC）は、米国内に上場する米国外の企業に対して、IFRSに従った決算書作成を容認したのであった。また、国内企業にもIFRSの使用を認める方向性（まだ、検討を開始したにとどまっているが）を打ち出している。日本においても、東京合意を超えて、IFRSのアドプションを本気で検討しなくてはならないという情勢になりつつある、といえるかもしれない。

3. IFRSの方向性に関する日本の懸念

日本企業にとって、IFRSのこういった点が問題なのだろうか。

従来、良く例に挙げられた点は、企業結合に関する会計処理である。日本では、2つ（あるいはそれ以上）の会社が合併して1つの会社になるときに、どちらか1つの企業がもう1つの企業を吸収合併したという形を採りたくない場合が多い、といわれている。合併される側の心理的な抵抗を考慮してのことなのかもしれない。IFRSでは、合併に際して、かならずどちらかの会社がもう一つの会社を吸収したという形の処理を要求しているのに対し、日本では、2つの会社が対等に合併したという形の会計処理を認めている。この点は、国際的な基準とわが国の違いとしてしばしばやり玉に挙げられるところである。

また、IFRSは時価主義の色彩が強く時価評価を行う資産・負債の範囲を広げる傾向にあることも日本にとっては問題であるとされている。さらに、IASBは「純利益表示」の廃止を検討しており、日本の実務になじまないと見られている、といわれる。「IASBが議論を進めている新基準の中には、全面時価会計の導入や財務諸表の新たな表示方法など、絶対に賛同できない点がいくつかある」（日本経済新聞朝刊「会計外交の行方」2008年6月13日）というわけである。

現在のところ、IFRSは金融商品の全面時価評価も純利益の表示をやめることも行っていないが、将来そうした方向へ向かうことがほぼ決まっていると

いわれ、もし日本がIFRSをそのまま採用するとすれば、将来は日本企業にとっては容認しがたい会計基準を強制されてしまう、というわけである。

4. 時価評価と純利益表示

(1) 金融商品の時価評価

IASBは、すべての金融商品（金融資産および金融負債）について原則として時価評価を行うことを目指している。これに対して日本企業は、かなり以前から時価評価を行う資産・負債の範囲が広がることに懸念を持っており消極的である。これは、経営者のコントロールできない「時価の変動」によって、企業業績に大きな変動・ブレが生ずるため、とりわけ平成不況のまっただ中だった1990年代後半から2000年代初頭にかけては、時価評価アレルギーともいえるような拒否反応が日本では多かった。

実は、現在の企業会計において、完全な時価評価を行っている貸借対照表項目は、売買目的有価証券とデリバティブ取引によって生ずる正味の債権債務ぐらいで、10年前、20年前の取得原価主義会計が主流だった時代と較べても、時価会計がそれほど圧倒的に進展しているわけではない。減損会計を適用する有形固定資産やその他有価証券は時価で評価されているが、有形固定資産の場合、毎年継続的に時価評価が行われるわけではないし、その他有価証券は洗替法による時価評価に過ぎないから、実際上は原価で評価しているのとさほど変わらないのである。

とはいっても、確かに、今後ますますIFRSによって時価評価を義務づけられる資産や負債の種類は増えていくことだろう。でも、それはそれほど恐れるべきことなのだろうか。

そうではないと思う。時価評価しようとしまいと企業の実態に変わりはないからである。保有する資産や負債を時価評価することを恐れる、ということは事実を知ることを恐れる、というに等しく、そうした態度を経営者は採るべきではない。事実を事実として見据え、開示することは必要なことなのである。

(2) 純利益の廃止

わが国においては、戦後一貫して「経常利益」の数値によって企業の業績を示すという伝統があったといえる。つまり、一言で、ある企業等の業績を言

い表すときなどに、その企業の経常利益が前年度比でx%増加した、とか減少した、とかいう言い方がよくされており、日本では経常利益が重視されてきたといえるのである。

ところが、この経常利益は、世界の中でも日本企業だけが表示している項目である。IASBは経常利益どころか、当期純利益の表示さえ無くしてしまう、という方向性を打ち出しているのであるが、これは日本の多くの経営者にはなかなか受け入れられないことなのだろう。

このIASBの打ち出した方向性は、「包括利益」と呼ばれる、従来の純利益に資産負債の保有益を加えた利益概念を中心として開示を行うことと表裏一体のものである。当期純利益を全く示さず包括利益のみを計算・表示するという流れが示され、そう遠くない将来、IFRSにその形式の損益計算書（包括利益計算書）が導入されることになるものと思われる。ただ、当期純利益の計算・表示をやめるということには日本ばかりでなく、欧州諸国からの反対もあり、IASBはすぐに純利益を廃止することはない、との発表を行っている。日本にとっては一安心というところだろうか。

そもそも、現在のIFRSや米国会計基準書SFASの背後にある考え方は、資産や負債の変動に基づいて収益や費用を認識しようとするもので、従来の実現主義と呼ばれていた収益の認識基準は、それとうまく整合しない。したがって、現在の損益計算書のボトムライン（最終計算項目）である当期純利益ばかりでなく、一番上の項目である「売上高」の認識基準が変わるかもしれない状況である。

売上高はまた、日本においては経常利益以上に重視されてきた指標であり、右肩上がりの経済成長期には、減益となっても増収（純利益が減っても売上が上がることを）を目指そうという企業が大半であった。現在、IASBとFASBによって議論されている収益の認識に関する議論の内容を見る限り、一足飛びに現在の収益認識が全く別のものになることはなさそうなのだが、それでも、従来の実現主義（販売基準）ではなく、商品の販売契約に従って生ずる商品の引き渡し義務が（商品の引き渡しによって）消滅した時点で収益を認識する、という新しい形の収益認識が行われることになりそうである。

会計基準については、国内基準またはIFRSをどういう企業がどういうシチュエーションで用いるの

か、という点も含めてまだまだ議論すべきことは多いのであるが、悠長に議論をしていられる時間もあまりない、というのが現状だといえよう。

5. おわりに

今日の企業会計においては、棚卸資産や有形固定資産等の費用性資産については原価評価またはそれに近い形での評価が行われ、売買目的有価証券やデリバティブ取引によって生ずる正味の債権債務等の金融商品については時価評価またはそれに近い形での評価が行われていると考えることができる。つまり、現在、資産評価の局面においては、純粋な原価主義も純粋な時価主義も採られておらず、両者の折衷的な形が採られているといえるのである。20世紀の終わりごろまで全盛を誇っていた取得原価主義会計は、今日、時価主義会計に取って代われようとしている、というのが一般的な見方だといえるかもしれない。

こうした流れの背後には、収益費用アプローチから資産負債アプローチへという会計思考の変化が見られる。収益費用アプローチ、資産負債アプローチという言葉は、本来、損益の見方、損益観を表すものとして1970年代に米国で登場したものののであるが、今日では、損益という枠を超えて会計全体に関する思考枠組みとして用いられているものと考えて良いだろう。

収益費用アプローチとは、会計上の諸要素を定義する際にまず、収益および費用から始め、それに基づいて資産・負債・純資産が定義される考え方であるといえる。一方、資産負債アプローチとは、資産および負債が最初に定義され、そこから演繹的に純資産・収益・費用が定義されるという枠組みによる会計思考であるといえる。

今日の企業会計においては、20世紀に主流であった収益費用アプローチに基づく様々な会計基準を新たに資産負債アプローチに基づくものに変えていくというプロセスが進められている。既述のように売上高という収益を、商品の提供義務という負債が消滅する、という事実に基づいて認識しようとする収益認識プロジェクトが進められているし、貸借対照表上の棚卸資産の金額が実勢からかけ離れるという理由で、後入先出法が近々廃止されることなども資産負債アプローチの進展によるものと説明されている。

ただ、従来の収益費用アプローチにおいても、収益や費用を認識する際には資産や負債の変動によって行っていたということはいえるのであり、単に資産や負債を中心に考えるから資産負債アプローチであるというとらえ方は皮相的なものである。

では、日本でも21世紀から「会計ビッグバン」と呼ばれる会計制度の改革に伴って本格的に進展し始めた資産負債アプローチとは何なのだろうか。

その本質は、資産や負債の評価が「将来を志向したものである」点にあるといえる。

従来の収益費用アプローチにおける資産・負債概念は過去の取引に依存して決められていた。ところが今日においては、資産や負債の金額を過去の取引金額ではなく、当該資産負債から得られる将来キャッシュ・フロー（の見積もり）を元にして決める場合が少なくない。

時価会計とか時価評価という言葉は、当該時点の市場で観察される価格によって保有する資産や負債を評価することを前提としたものである。そして、公正な市場価格は、将来キャッシュ・フローの現在価値を反映しているという考え方が前提となって現在は、時価会計が進められようとしていると考えることができる。

要するに、資産負債アプローチとは、単に資産や負債を中心にして会計を見ると言うことだけのものではなく、資産・負債が、将来、生ずると予想されるキャッシュの動きに基づいて測定され、それを元にして収益や費用も決められるという会計観なのである。これは、会計報告あるいは財務報告というものが、投資家に対して将来を予測するために有用な情報を提供するものでなければならない、という前提から当然生ずるものである。ただし、将来キャッシュ・フローというのは、予測や期待に基づいて測定される不確実なものである、という側面は否めず、従来の、取得原価という確固とした基盤による会計もまだまだ力を持っているといえるだろう。

2008年9月以降、私たちは、市場が不安定になる状況を目の当たりにしている。市場価値による評価を会計上用いることが本当に適切なのかどうか、という点が今、IFRSに対してもそれを取り入れようとする日本に対しても問いかけられているといえるのかもしれない。